

各 位

会 社 名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田島 秀二
(コード番号：7707 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役業務本部長 秋本 淳
(TEL047-303-4800 <http://www.pss.co.jp/>)

定款の一部変更に関する知らせ

プレシジョン・システム・サイエンス株式会社は、本日開催された取締役会において、平成 21 年 9 月 26 日開催予定の第 24 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の件について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります（現行定款第 7 条、第 8 条第 3 項）。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります（現行定款第 8 条第 3 項、第 10 条）。
 - ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) 補欠監査役の選任手続きの煩雑さを勘案し、補欠監査役の選任決議の効力を 4 年とするために、規定を新設及び変更するものであります（変更定款案第 31 条、第 32 条第 2 項）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(_____ 下線部は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (条文省略) 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)</p> <p>第11条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)</p> <p>第10条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 33 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時又はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時の何れか早い時までとする。</p> <p>第 33 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 26 日

以 上